

第6回農業委員会定例会(議事録)

午前 10 時 00 分

1. 日 時 平成28年6月30日(木)

午前 10 時 40 分

2. 場 所 竹原市民館 2階 第2,3会議室

3. 出席委員 1番 日下博美, 2番 石本 進, 3番 土居民喜, 4番 信友莊三郎,
5番 佐伯博美, 6番 沖野武司, 7番 山本茂明, 9番 吉木 徹,
10番 井上美津子, 11番 西野勇一, 12番 祐本征武,
欠席委員

4. 説明員 事務局長 桶本哲也, 主任主事 道面篤信, 技師 西原正教

5. 審議案件 議案第19号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第20号 農地法第5条の規定による許可条件の履行延期承認申請について
議案第21号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第22号 非農地証明申請について

<p>議 長</p>	<p>みなさん、おはようございます。</p> <p>それでは、ご案内申し上げた時間になりましたので、只今から第6回竹原市農業委員会総会を開催致します。</p> <p>では、まず本日の欠席委員はございません。農業委員会等に関する法律第21条により、在任委員の過半数の出席がございますので、本会議が成立していることを宣言いたします。</p> <p>日程第1、「会期の決定」を議題と致します。</p> <p>お諮り致します。今期農業委員会総会の会期は本日一日と致したいと思います。これにご異議ありませんか。</p> <p>(異 議) なし</p> <p>ご異議なしと認めます。よって会期は、本日一日と決定致します。</p> <p>日程第2、「会議録署名委員の指名」を4番信友委員と5番佐伯委員を指名致します。</p> <p>それでは日程3、議案第19号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題と致します。</p> <p>事務局職員をして議案の説明を申し上げます。</p>
<p>局 長</p>	<p>それでは、議案第19号について説明致します。</p> <p>本議案は農地法第3条に基づく許可申請でございます。</p> <p>申請人は、譲渡人Aさん、譲受人Bさんからの申請、権利関係につきましては、所有権移転となっております。</p> <p>説明は以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>事務局の説明が終わりましたので、これより現地確認を行った結果について、信友委員からご報告をお願いします。</p>
<p>4 番</p>	<p>それでは、私から現地確認を行った結果をご報告いたします。</p> <p>申請地は、竹原浄化センターより北に約400mに位置し、現地確認時、耕作されておりました。</p> <p>報告は以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>農地法に基づく農地権利移動の許可の検討事項について、事務局より説明をお願いします。</p>
<p>局 長</p>	<p>それでは私のほうから本議案について、審査基準の全ての項目ごとに申請書等に記載された内容が当該基準に適合しているか否かを検討した結果をご説明致します。</p> <p>まず、譲受人が今回取得する農地を含めて、全ての農地において耕作するかどうか</p>

	<p>かについてですが、申請書や譲受人から提出された営農計画及び、申請時間聞き取りにより、譲受人が権利取得後に全ての農地で耕作を行うことが認められ、審査基準に適合しております。</p> <p>次に、権利を取得する者が取得後において、耕作に必要な農作業に常時従事するかどうかについては、申請書に記載された従事日数や申請時間聞き取りにより、権利取得後も農作業に常時従事すると認められ、審査基準に適合しております。</p> <p>次に権利を取得する者が取得後において農地の面積の合計が農地法3条における下限面積に達しているかどうかについてですが、譲受人は地域の下限面積に適合する面積の耕作を行っており、基準に適合します。</p> <p>次に、当該農地を効率的に利用することが出来るかについてですが、該当農地が譲受人の住所より耕作可能な位置にあり、利用は容易で、農機具、農作業労働力についても、確保されていることを、申請書、営農計画及び申請時間聞き取りにより確認しており、譲受人は農地を効率的に利用出来ると認められます。</p> <p>最後にこれら以外の審査項目については、該当する事項はありませんでした。説明は以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>これより質疑に入ります発言のある方は挙手をお願いします。</p> <p>「質疑なし」の声あり</p> <p>これをもって質疑を終結致します。</p> <p>お諮りします。議案第19号「農地法第3条の規定による許可申請について」は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p> <p>「異議なし」の声あり</p> <p>異議なしと認めます。よって議案第19号は原案のとおり決定いたしました。</p> <p>次に日程4、議案第20号「農地法第5条の規定による許可条件の履行延期承認申請について」を議題と致します。</p> <p>事務局職員をして議案の説明を申し上げます。</p>
<p>局 長</p>	<p>それでは、議案第20号について説明致します。</p> <p>申請人は、株式会社Cさんで、申請地は下野町字早木 1729 番地 1 です。農地法第5条第1項の規定に基づき許可を受けた土地について、許可条件の履行期間延期の承認を申請するものです。</p> <p>説明は以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>事務局の説明が終わりましたので、これより現地確認を行った結果について、信友委員からご報告をお願いします。</p>
<p>4 番</p>	<p>それでは、私から現地確認を行った結果をご報告いたします。</p> <p>申請地は、下野町にある馬場病院より北へ約200mに位置し、現地確認時、耕作されていませんでした。</p>

議 長	報告は以上です。
局 長	<p>履行延期承認の検討事項について、事務局より説明をお願いします。</p> <p>今回の申請は、事業者がやむを得ない事情により、許可条件3の許可の日から1年以内に工事が完了しないが、履行期間のみ延長すれば事業が完了する場合に該当するもので、認められるもの考えます。</p> <p>説明は以上です。</p>
議 長	<p>これより質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いします。</p> <p>「質疑なし」の声あり</p> <p>これをもって質疑を終結致します。</p> <p>お諮りします。議案第20号「農地法第5条の規定による許可条件の履行延期承認申請について」は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p> <p>「異議なし」の声あり</p> <p>ご異議なしと認めます。よって、議案第20号は原案のとおり決定いたします。</p> <p>次に日程第5、議案第21号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題と致します。</p> <p>事務局職員をして議案の説明を申し上げます。</p>
局 長	<p>それでは、議案第21号について説明致します。</p> <p>本議案は農地法第5条に基づく許可申請でございます。</p> <p>申請人は、譲渡人Dさん、譲受人株式会社Eさんで、事業計画は太陽光発電施設となっております。</p> <p>説明は以上です。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりましたので、これより現地確認を行った結果について、信友委員からご報告をお願いします。</p>
4 番	<p>それでは、私から現地確認を行った結果をご報告いたします。</p> <p>申請地は、福田町の打越住宅バス停より東へ約340mに位置し、現地確認時、耕作されていませんでした。</p> <p>報告は以上です。</p>
議 長	<p>農地法に基づく農地転用および農地権利移動の許可の検討事項について、事務局より説明をお願いします。</p>
局 長	<p>それでは私のほうから本議案について、審査基準の全ての項目ごとに申請書等に記載された内容が当該基準に適合しているか否かを検討した結果をご説明致します。</p>

す。

まず、立地基準の審査ですが、申請地は農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地等で2種農地と判断いたします。2種農地の立地基準については、他に代替する土地がないと認められる場合は許可することとなっており、立地基準の許可要件は満たしているものと思われま

す。次に一般基準の審査で、まず信用及び資力については、譲受人は過去に違反転用はなく、資力も資金証明等が添付されています。

次に許可を得た後、遅れることなく申請目的どおりの事業を実施するかどうかについては、申請書類、また、申請時の聞き取りで、許可後遅滞なく事業の用に供することを確認しております。

次に申請に係る事業施行に関して、他法令の許可等の申請が必要かどうか、また必要な場合の許可等の見込み状況につきましては、他法令の申請は不要となっています。

次に申請地の計画面積の妥当性については、申請書、申請時の聞き取り及び現地確認により、事業計画の規模からみて、妥当であると認められます。

最後に周辺農地への営農に支障が有るか無いかということですが、被害防除計画、申請時の聞き取り、現地確認等で、今回の農地転用で周辺農地への営農に支障は出ないものと認められます。

説明は以上です。

議 長

これより質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いします。

「質疑なし」の声あり

これをもって質疑を終結致します。

お諮りします。議案第21号「農地法第5条の規定による許可申請について」は原案のとおり決定することにご異議はありませんか。

「異議なし」の声あり

異議なしと認めます。よって議案第21号は原案のとおり決定いたします。

次に日程第7、議案第22号「非農地証明申請について」を議題と致します。事務局職員をして議案の説明を申し上げます。

局 長

それでは、議案第22号について説明致します。

本案件は非農地証明申請に関する案件です。

件数1は、申請人Fさんで、申請事由については、平成4年2月に耕作する者が亡くなり、今後においても耕作の予定はなく、この度地目変更登記申請を行うため、本申請に及んだものです。

件数2は、申請人Gさんで、申請事由については、昭和46年1月頃より耕作しなくなり、今後においても耕作の予定はなく、この度地目変更登記申請を行うため、本申請に及んだものです。

<p>議 長 4 番</p>	<p>件数 3 は、申請人 H さんで、申請事由については、昭和 6 2 年に耕作管理していた弟が亡くなり、今後においても耕作の予定はなく、この度地目変更登記申請を行うため、本申請に及んだものです。 説明は以上です。</p> <p>事務局の説明が終わりましたので、これより現地調査を行った結果について、信友委員からご報告をお願いします。</p>
<p>議 長 局 長</p>	<p>それでは、私から現地確認を行った結果をご報告いたします。 件数 1 は、竹原市立東野保育所より北西に約 6 6 0 m 付近にあり、現地確認時、耕作されていませんでした。 件数 2 は、忠海町の JR 忠海駅より北に約 6 0 0 m 付近にあり、現地確認時、耕作されていませんでした。 件数 3 は、竹原市立竹原小学校より北へ約 2 5 0 m 付近にあり、現地確認時、耕作されていませんでした。 報告は以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>非農地証明の審査事項について説明をお願いします。</p> <p>それでは、申請書等に記載された内容が当該審査基準に適合しているか否かを検討した結果をご報告いたします。 全件数について、現地確認により、申請地は耕作不能な状態と認められ、申請時聞き取り等から、転用の事実から 2 0 年以上経過しているものと認められ、農地転用行政上も支障がないものと判断します。 説明は以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>これより質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いします。</p> <p>「質疑なし」の声あり</p> <p>これをもって質疑を終結致します。 お諮りします。議案第 2 2 号「非農地証明について」は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p> <p>「異議なし」の声あり</p> <p>ご異議なしと認めます。よって、議案第 2 2 号は原案のとおり決定いたします。以上を持ちまして予定されておりました議事について全て審議をいたしました。引き続き、事務局より一般報告や協議事項等があればお願いします。</p>
<p>事務局 議 長</p>	<p>農地パトロール(利用状況調査)について</p> <p>以上をもちまして、第 6 回竹原市農業委員会総会を閉会いたします。</p>

上記のとおり会議の顛末を記し，相違ないことを証するため，ここに署名する。

平成28年 7月29日

議長(会長) 祐本 征武

署名委員 信友 莊三郎

署名委員 佐伯 博美